

●香川県告示第128号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成19年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格審査の時期)</p> <p>第2条 定期に行う資格審査（以下「定期審査」という）は、2年に1回行うものとする。</p> <p>2 前項に規定するほか、知事が必要と認める場合に、資格審査を行う。</p>	<p>(資格審査)</p> <p>第2条 資格審査は、等級別の格付（以下「格付」という。）を行うことによつて、これを行う。</p> <p>2 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者</p> <p>(2) 資格審査の申請をする日の直前の10月1日の直前のその者の営業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下同じ。）を受けた者</p> <p>(3) 資格審査の申請に係る建設工事の種類が別表第1に掲げるものであるときは、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額である者</p> <p>3 格付は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事にあつては特A、A、B及びCの4段階に、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び水道施設工事にあつてはA、B及びCの3段階に、ほ装工事にあつてはA及びBの2段階に、その他工事にあつてはBに区分し、経営事項審査の結果及び技術力、工事の成績、法令違反その他の事項に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、これを行う。</p> <p>4 資格審査は、格付を受けている者で次の各号のいずれかに該当するものが再審査の申請をしたときにも、これを行う。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者でその決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受</p>

(資格審査の要件、格付及び再審査)

第3条 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者

(2) 資格審査の申請をする日の直前の10月1日の直前のその者の営業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下同じ。）を受けた者

(3) 資格審査の申請に係る建設工事の種類が別表第1に掲げるものであるときは、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額である者

2 資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、指名競争入札に参加できる者を次のとおり区分し、格付を行う。

(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び水道施設工事 A、B及びCの3段階

(2) ほ装工事 A及びBの2段階

(3) その他工事 B

3 資格審査は、格付を受けている者で次の各号のいずれかに該当するものが再審査の申請をしたときにも、これを行う。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者でその決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の事業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの

けたもの

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の営業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの

(資格審査の手続)

第4条 前条第1項の申請をしようとする者は、資格審査の申請書を別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

2 略

3 前条第3項の再審査の請求をしようとする者は、資格審査の申請書を別に指定する期間内に知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 再審査の申請をする日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(5)・(6) 略

(承継に係る資格審査)

第5条 格付を受けた者又は前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、資格審査を受けることができる。

(1) 個人事業者が死亡した場合 相続人

(2) 個人事業者が法人を設立した場合 法人

(3) 営業の譲渡 その建設業に係る営業の全部を譲り受けた法人

(4) 合併 合併後存続する法人又は合併により設立された法人

(5) 分割 分割によりその建設業を承継した法人

2 前項の規定による申請をしようとする者は、速やかに資格審査の申請書に前条第2項各号に掲げる書類及びその承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

(格付の変更)

第6条 第9条に規定する場合を除き、前年度から引き続き指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者(以下「登載者」という。)については、別に定めるところにより算定した総合点数により、定期審査に基づく指名競争入札参加資格者名簿の作成を行わない年度の4月1日(以下「格付見直日」という。)において格付を変更する。

2 登載者は、別に定める期間内に、知事が必要と認める書類を提出しな

(資格審査の手続)

第3条 前条第2項の申請をしようとする者は、資格審査の申請書を別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

2 略

3 前条第4項の再審査の請求をしようとする者は、資格審査の申請書を別に指定する期間内に知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 再審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(5)・(6) 略

(承継に係る資格審査)

第4条 格付を受けた者について、相続、営業の譲渡、合併又は分割があったときは、相続人、営業の譲渡によりその建設業に係る営業の全部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその建設業を承継した法人は、その承継の原因のあった日から30日以内に申請して、資格審査を受けることができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、資格審査の申請書に前条第2項各号に掲げる書類及びその承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

ればならない。

(参加資格)

第7条 略

2 略

(特例参加資格)

第8条 略

(参加資格の喪失)

第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。

- (1) 定期審査の申請をした日の直後の10月1日の直前のその者の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者
- (2) 別表第1に掲げる建設工事の種類において、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額に満たない者

(参加資格の取消し)

第10条 知事は、格付を受けた者が建設業法第3条第1項の許可を取り消されたとき又は虚偽の申請その他不正の手段により格付を受けたと認めるときは、指名競争入札に参加する資格を取り消すものとする。

別表第1 (第3条関係)

建設工事の種類	平均完成工事高
略	略
どび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事	略

(参加資格)

第5条 略

2 略

(特例参加資格)

第6条 略

(参加資格の取消し)

第7条 知事は、格付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により格付を受けたと認めるときは、指名競争入札に参加する資格を取り消すものとする。

(共同企業体)

第8条 共同企業体は、単一の者とみなし、前6条の規定を準用する。

別表第1 (第2条関係)

建設工事の種類	平均完成工事高
略	略
どび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 防水工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事	略

別表第2 (第7条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事	A	3,000万円以上
	B	略
	C	略
建築一式工事	A	5,000万円以上
	B	1,500万円以上5,000万円未満
	C	1,500万円未満
電気工事 管工事	A	1,500万円以上
	B	略
	C	略
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事	A	略
	B	略
	C	略
略		

別表第3 (第7条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事のうちプレストレストコンクリート工事及び海上工事	A	700万円以上
	B	略

別表第2 (第5条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事	特A	5,000万円以上
	A	3,000万円以上1億円未満
	B	略
	C	略
建築一式工事	特A	8,000万円以上
	A	6,000万円以上5億円未満
	B	2,000万円以上6,000万円未満
	C	2,000万円未満
電気工事 管工事	特A	3,500万円以上
	A	1,500万円以上2億5,000万円未満
	B	略
	C	略
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 防水工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事	A	略
	B	略
	C	略
略		

別表第3 (第5条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事のうちプレストレストコンクリート工事及び海上工事	特A	700万円以上
	A	700万円以上1億円未満
	B	略

とび・土工・コ ンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械 器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具 工事	A	略
	B	略
	C	略

とび・土工・コ ンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 防水 工事 機械器具 設置工事 電気 通信工事 造園 工事 建具工事	A	略
	B	略
	C	略

附 則

- 1 この基準は、平成19年3月23日から施行する。
- 2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成19年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成18年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。